

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款・新旧対照表

(下線が改定部分)

新	旧
<p>(書面の電子交付)</p> <p>第 29 条 未成年者口座における<u>次の書面の交付は、金融商品取引法の規定等に基づき、電磁的な方法により行うものとし(お客様が証券総合取引口座で「電子交付サービス」を利用されていない場合も同様とします)、</u>当社は原則として、書面による交付は行わないものとします。</p> <p>① <u>未成年者口座内上場株式等払出通知書</u></p> <p>② <u>その他当社が定め、当社ウェブサイト上に掲げるもの</u></p> <p>2 削除 (以下の項番を繰り上げ)</p> <p>附則 この約款は、<u>2020 年 9 月 18 日</u>より適用いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2020 年 9 月 18 日)</p>	<p>(書面の電子交付)</p> <p>第 29 条 未成年者口座及び課税未成年者口座における<u>取引報告書等の交付は、金融商品取引法第 34 条の 2 第 4 項の規定等に基づき、電磁的な方法により行うものとし</u>ます。この場合、当社は原則として、<u>取引報告書等の書面による交付は行わないもの</u>とします。</p> <p>※<u>証券総合取引口座で「電子交付サービス」を利用していない場合でも、未成年者口座及び課税未成年者口座における本条第 2 項で定める対象書面は電磁的な方法により提供するもの</u>とします。</p> <p>2 <u>電子交付の対象書面は、金融商品取引法等に定められている書面及び未成年者口座及び課税未成年者口座における取引に関して当社が提供するその他書面のうち、当社が定める以下の書面と</u>します。</p> <p>①<u>取引報告書及び取引残高報告書</u></p> <p>②<u>契約締結前交付書面</u></p> <p>③<u>上場株式配当等の支払通知書</u></p> <p>④<u>その他、当社が定め、未成年者口座及び課税未成年者口座のウェブサイト上に掲げるもの</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2019 年 3 月 15 日</u>より適用いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">(2019 年 3 月 15 日)</p>